

自動車グリーン税制の概要について

(平成19年度税制改正後の内容を含む)

①自動車税のグリーン化・低燃費かつ低排出ガス認定車に係る自動車取得税の特例 (制度期間：平成19年度末まで)

排出ガス及び燃費性能に優れた低公害車に対して自動車税の税率を軽減する一方、新車新規登録から一定年数以上を経過した自動車に対しては税率を重課。

また、自動車取得税の課税標準について、取得価額から一定額を控除。

(軽課・軽減)

	燃費基準+10%達成車	燃費基準+20%達成車
☆☆☆☆車	自動車税 概ね25%軽減 自動車取得税 15万円控除	自動車税 概ね50%軽減 自動車取得税 30万円控除

※ 電気(燃料電池を含む)自動車、メタノール自動車、CNG自動車に係る自動車税は、概ね50%軽減

(自動車税の重課)

車齢11年超のディーゼル車、車齢13年超のガソリン車

(低公害車、一般乗合バスを除く) …… 概ね10%重課

■ 燃費性能

○燃費基準+10%達成車：平成22年度燃費基準より10%以上燃費性能の良い自動車

○燃費基準+20%達成車：平成22年度燃費基準より20%以上燃費性能の良い自動車

【自動車の燃費性能に関する公表制度】

「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領」に基づき、平成16年に定められた燃費基準達成車等の公表制度。平成22年度燃費基準(省エネ法に基づき、平成22年度までに達成すべき基準として平成11年に定められたもの)からみた燃費性能に応じ、ステッカーを貼付。

■ 排出ガス性能

○☆☆☆☆車：平成17年基準値より、有害物質を75%以上低減させた低排出ガス車

【低排出ガス車認定制度】

「低排出ガス車認定実施要領」に基づき、平成12年に定められた低排出ガス車の認定制度。平成17年基準(大気汚染防止法等に基づき平成15年に定められたもの)からみた有害物質の低減レベルに応じ、ステッカーを貼付。



②ディーゼル車に係る自動車取得税の特例（制度期間：平成19年度末まで）

車両総重量が3.5tを超えるディーゼルトラック・バス等のうち、以下の基準を満たした
ものについて自動車取得税を軽減

	新長期規制達成車	新長期規制値を10%以上 低減（NO _x 又はPM）車
燃費基準達成車	1. 0%軽減	2. 0%軽減

■ 燃 費 性 能

○燃費基準達成車：平成27年度燃費基準を満たす自動車

【重量車燃費基準について】

重量車燃費基準は、世界で初めて平成17年度中に策定されるものであり、これにより2015年度出荷分の車両総重量3.5t超のディーゼルトラックの平均燃費は、2002年度比で約12.2%向上するものと推定される。

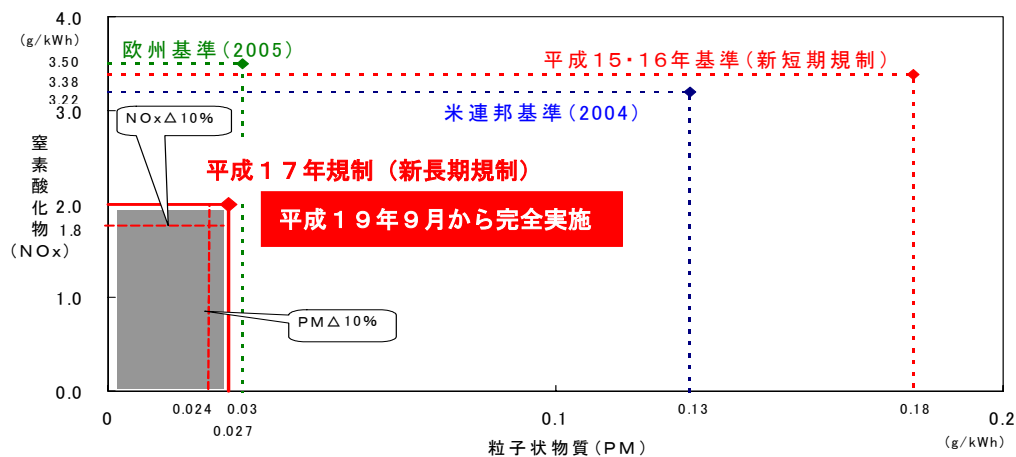
目標基準値（ディーゼルトラックの場合）

区 分	車両総重量(t)	3.5~7.5				7.5~ 8	8~ 10	10~ 12	12~ 14	14~ 16	16~ 20	20~
		~1.5	1.5~2	2~3	3~							
	燃費基準値(km/l)	10.83	10.35	9.51	8.12	7.24	6.52	6.00	5.69	4.97	4.15	4.04

■ 排 出 ガ ス 性 能

○新長期規制適合車（平成17年規制適合車）

平成17年10月から導入され、平成19年9月から完全実施される世界一厳しい排出ガス基準であり、新短期規制の値よりNO_x・PMとも大幅に低減される環境性能に優れた自動車



○重量車☆：新長期規制値を10%以上低減（NO_x又はPM）車

③旧型ディーゼル車等の廃車代替に係る自動車取得税の特例

自動車NOx・PM法に係る対策地域内において、同法の排出基準に適合しないトラック・バス等を廃車し、新たに排出基準に適合し、かつ、最近の自動車排出ガス規制に適合したトラック・バス等買い換えた場合、以下のとおり軽減。

- ・平成19年4月1日～平成21年3月31日：1. 2%軽減

④低公害車の取得に係る自動車取得税の特例（制度期間：平成20年度末まで）

○電気自動車（燃料電池自動車を含む）の取得 . . . 2. 7%軽減

○圧縮天然ガス（CNG）自動車の取得 . . . 2. 7%軽減

（注）・車両総重量3.5t超（バス・トラック等）：重量車☆を達成した自動車に限る。

- ・車両総重量3.5t以下（乗用車等）：☆☆☆☆を達成した自動車に限る。

○ハイブリッド

バス・トラックの取得 . . . 2. 7%軽減

乗用車等の取得 . . . (19年度：2. 0%軽減)、(20年度：1. 8%軽減)

（注）・車両総重量3.5t超（バス・トラック等）：重量車☆かつ重量車燃費基準を達成した自動車に限る。

（平成19年8月末までは現行対象（上記限定なし）のまま）

- ・車両総重量3.5t以下（乗用車等）：☆☆☆☆かつ燃費基準+20%を達成した自動車に限る。

⑤エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の法人税・所得税の特例

【エネ革税制】（制度期間：平成19年度末まで）

- ・取得した価額の30%の特別償却又は7%の税額控除

○エネルギー有効利用付加設備等

（ハイブリッド自動車、CNG自動車、燃料電池自動車、天然ガスフォークリフト、CNG供給設備、水素充填設備）

⑥低公害車の燃料等供給設備に係る固定資産税の特例

（制度期間：平成20年度末まで）

- ・課税標準3年度分2/3

○電気自動車用充電設備、CNG自動車用天然ガス充填設備、燃料電池自動車用水素充填設備